

5分でわかる自動車事故事例 No.15

対向右折待機車で見通しのきかない 右折時の衝突事故

「だろう運転」で油断することなく、「かもしれない運転」で十分注意を払い事故を防ごう！

事例プロフィール

事故類型：右折時
発生日時：平日 正午頃

Aさん
普通乗用車
30歳代男性



Bさん
普通乗用車
20歳代女性



事故の概要

Aさんの状況

Aさんは、片側2車線で右折専用車線の信号機のある大きな交差点を右折しようとしていました。対向の右折車線に車両が三台くらい停止しており、その最後尾に大型トラックがいたために、対向の直進車線の見通しがほとんどきいていませんでしたが、なぜか対向直進車はいないだろうと思いこんでしまい、右折を開始しました。

Bさんの状況

Bさんは、反対車線から青信号の交差点を直進しようとしていました。自車線側の右折車線に待機車両がいて、対向車線側の見通しが悪いにもかかわらず、自分が優先であり、右折車がいたとしても待っているだろうと思い減速せず交差点に進入し、右折待機車両の陰から出てきたAさんの車が見えた時には間に合わず衝突してしまいました。

事故から学ぶ

Aさんのように右折専用レーンのあるような幹線道路の交差点では右折可の矢印信号が設置されていることが多いので無理に前方の確認をするよりも右折可の矢印信号を待ってから進行することが安全かもしれません。

逆にBさんのように右折レーンに待機車両がいて対向右折車が見えない交差点を直進する場合の直進通過はとても危険です。交差点内の状況がつかめない場合は、いつ右折車が飛び出してきても避けられるように減速することです。自分から対向車が見えないということは、相手からも見えていない場合があるということです。

右折車、直進車双方とも、いないだろう、止まってくれるだろうという思い込みは止めて、「直進車が減速せずに来るかもしれない」「右折車が侵入してくるかもしれない」と危険な場合を予想した上で運転すべきです。

(出典)公益財団法人 交通事故総合分析センターの資料をもとに、ユニバーサルリスクソリューション(株)が作成

5分でわかる自動車事故事例 No.16

普通乗用車と電動車いす(歩行者)の 出会い頭事故

自動車運転者は電動車いすの存在も常に意識しておく必要があります！

事例プロフィール

事故類型：出会い頭
発生日時：晴れた日 午後

Aさん
普通乗用車
30歳代男性



Bさん
電動車いす
60歳代男性



事故の概要

Aさんの状況

Aさんは、往復1車線道路同士が交差する信号機のない交差点を左折予定で一時停止し、交差道路の左右の安全を確認し、交差車両がいなかったため発進したところ、左方より道路右端を走行してきた電動車いすと出会い頭に衝突してしまいました。

Bさんの状況

Bさんは、電動車いすは歩道を走らなければならないのは知っていましたが、このあたりの歩道は電柱や看板が多くて走りにくいので車道右側を走行し、この交差点を右折するつもりでした。

コインパーキングの看板や券売機、立看板などで見通しが良くなかったことでAさんBさんともに相手に気が付きませんでした。

事故から学ぶ

この事例には電動車いすが歩道を通行しにくい、という現実的側面も現れています。電動車いすは「歩行者」ですので原則は歩道を走行すべきですが、様々な事情により車道に出たり、車道の左を通行する場合もあるようで、電動車いすの違反は「走行車両の直前・直後の横断」「横断歩道外横断」が多くなっています。

歩行者と比較すると「斜め横断」「走行車両の直前・直後の横断」「車道通行」「左側通行」が多く、これらは自分が車両であるという認識によるものと、歩道状況によりやむを得ず車道に出してしまう場合があるようです。

今後、高齢化社会を迎え、電動車いすの利用者も増加していくことが予測されますので、自動車運転者は電動車いすの存在も常に意識しておく必要があるようです。

(出典)公益財団法人 交通事故総合分析センターの資料をもとに、ユニバーサルリスクソリューション(株)が作成